

事務連絡
平成28年2月26日

各消費生活協同組合(連合会) 代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が、本年4月1日から全面施行されます。

これに伴い、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定等が義務付けられることとなります。

貴組合（連合会）におかれましては、下記にご留意いただき、一般事業主行動計画の策定等に遺漏がないよう、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡及び参考資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

1 一般事業主について

一般事業主とは、国及び地方公共団体以外の労働者を雇用して事業を行う全ての事業主を指し、個人事業主にあってはその事業主個人、会社その他の法人組織の場合はその法人そのものを指します。したがって、独立行政法人、特殊法人、特別民間法人、社会福祉法人、医療法人、消費生活協同組合等も一般事業主に該当します。

2 一般事業主に義務付けられること

常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主は、次の事項が義務付けられ、本年4月1日には、全てが実施済みであることが必要です。

(常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主は、努力義務となっています。)

- (1) 自らの組織の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- (2) 状況把握、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- (3) 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- (4) 女性の活躍に関する情報の公表

3 その他

女性活躍推進法の詳細や事業主向けのパンフレットについては、厚生労働省のウェブページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）に掲載されていますので、ご参照ください。

<送付資料>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律周知資料（厚生労働省提供）

<担当者>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合係

住所：東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03（5388）3060

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp